

福島医発第967号(地)

平成19年 9月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成20年度医療に関する税制改正要望について

標記税制改正要望につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

既にご承知のとおり、現在の医業経営は、長期にわたる医療費の抑制策など、医療を取り巻く環境の悪化により年々厳しい状況となっております。

この様な状況を踏まえ、日本医師会では別添「平成20年度医療に関する税制改正要望重点項目」に沿って、平成20年度税制改正について、鋭意、関係各位へ要望を重ねているところでございます。

つきましては、下記の税制改正要望をとりまとめたものをお送りいたしますので、本件の趣旨をご理解いただき、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的に働きかけくださいますようお願い申し上げます。

記

○ 平成20年度 医療に関する税制に対する意見

○ 平成20年度 医療に関する税制改正要望 重点項目

【参考】 自由民主党税制調査会メンバー一覧

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



自由民主党税制調査会

			議員会館 部屋番号
会長	津島 雄二	青森 1 区	2-643
顧問	与謝野 馨	東京1区	1-222
小委員長	町村 信孝	北海道 5 区	1-417
副会長	石原 伸晃	東京 8 区	1-743
副会長	井上 喜一	兵庫 4 区	2-609
副会長	衛藤 征士郎	大分 2 区	2-618
副会長	大野 功統	香川 3 区	1-432
副会長	金子 一義	岐阜 4 区	2-541
副会長	河村 建夫	山口 3 区	2-209
副会長	笹川 堯	群馬 2 区	2-526
副会長	中馬 弘毅	大阪 1 区	1-410
副会長	中山 成彬	宮崎 1 区	2-701
副会長	野田 毅	熊本 2 区	2-415
副会長	村上 誠一郎	愛媛 2 区	1-741
副会長	茂木 敏充	栃木 5 区	2-639
副会長	谷津 義男	群馬 3 区	1-518
副会長	舩添 要一	比例 H19	参219
幹事	後藤 茂之	長野 4 区	1-703
幹事	谷 公一	兵庫 5 区	2-210
幹事	増原 義剛	中国	2-204
幹事	宮路 和明	鹿児島 3 区	1-205
幹事	岩城 光英	福島 H16	参321

(平成19年7月現在,参議院選挙結果含む)



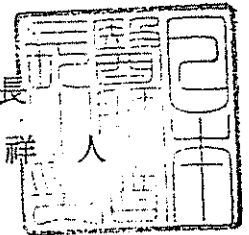
日医発第423号(年税21)

平成19年8月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人



平成20年度医療に関する税制改正要望について

標記の件につきまして、別紙、税制改正要望をとりまとめましたので、下記の通りご送付申し上げます。

本会においては、現在、自民党有力国会議員に対し、平成20年度税制改正について、鋭意要望しているところであります。

つきましては、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的にお働きかけくださいますようお願い申し上げます。

記

- 平成20年度 医療に関する税制に対する意見
- 平成20年度 医療に関する税制改正要望 重点項目

【参考】 自由民主党税制調査会メンバー一覧



自由民主党税制調査会

			議員会館 部屋番号
会長	津島 雄二	青森1区	2-643
顧問	与謝野 馨	東京1区	1-222
小委員長	町村 信孝	北海道5区	1-417
副会長	石原 伸晃	東京8区	1-743
副会長	井上 喜一	兵庫4区	2-609
副会長	衛藤 征士郎	大分2区	2-618
副会長	大野 功統	香川3区	1-432
副会長	金子 一義	岐阜4区	2-541
副会長	河村 建夫	山口3区	2-209
副会長	笹川 堯	群馬2区	2-526
副会長	中馬 弘毅	大阪1区	1-410
副会長	中山 成彬	宮崎1区	2-701
副会長	野田 毅	熊本2区	2-415
副会長	村上 誠一郎	愛媛2区	1-741
副会長	茂木 敏充	栃木5区	2-639
副会長	谷津 義男	群馬3区	1-518
副会長	舩添 要一	比例 H19	参219
幹事	後藤 茂之	長野4区	1-703
幹事	谷 公一	兵庫5区	2-210
幹事	増原 義剛	中国	2-204
幹事	宮路 和明	鹿児島3区	1-205
幹事	岩城 光英	福島 H16	参321

(平成19年7月現在,参議院選挙結果含む)

平成20年度
医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成19年7月

【 目 次 】

序文	・ ・ ・ ・ ・ 1
消費税対策	・ ・ ・ ・ ・ 2
新医療法人対策	・ ・ ・ ・ ・ 3
事業税対策	・ ・ ・ ・ ・ 7
産科医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 8
地域医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 9
勤務医対策	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
予防医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 1 2
事業承継対策	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
設備投資対策	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
その他	・ ・ ・ ・ ・ 2 1

少子・高齢化の進展に伴い、国民福祉の充実、特に医療・介護の充実は、国民の要望であり、その要望も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、長期にわたる医療費の抑制策など医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力を重ねていますが、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民の文化的で健康な生活を維持するために、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、確固とした基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の隘路を除去し、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、税制面において次のような思い切った改革が平成20年度に行われるよう強く要望します。

○ 消費税対策

- 1 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。

－ 消費税 －

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

- 2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の近代化への大きな隘路となっております。

したがって、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担した消費税の還付に代わる緊急措置として、次の措置のいずれかの方法が選択できるよう強く要望します。

- （1）医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の5%の税額控除を認める措置
- （2）医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の50%の特別償却を認める措置

○ 新医療法人対策

- 3-1 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人（経過措置型医療法人）が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

－ 相続税・贈与税・所得税・法人税 －

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずることを要望します。

なお、経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行する場合、課税される可能性が懸念されるため、以下の項目について早急に解釈を明確にして示すことを求めます。

- ① 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、解散・設立があったとして課税しないこと。
- ② 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、医療法人に受贈益課税を課さないこと。
- ③ 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。
- ④ 経過措置型医療法人が、出資金額を拠出額として基金拠出型医療法人へ移行する場合及び基金を設けない医療法人に移行する場合、個人出資者に対して、所得税法第59条のみなし譲渡課税を課さないこと。
- ⑤ 経過措置型医療法人が、出資金額を拠出額として基金拠出型医療法人へ移行する場合及び基金を設けない医療法人に移行する場合、法人出資者に対して無償譲渡或いは低額譲渡による譲渡益・寄付金課税を課さないこと。
- ⑥ 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、基準期間がなく、かつ、出資もなくなることから、2年間消費税が免除されるということも考えられるが、然るべき措置を講ずること。

3-2 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

－ 所得税 －

医療法人設立等のために医業用資産（土地、建物、医療機器等）を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

3-3 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。

－ 法人税 －

① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、公益法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、公益法人の法人税率と同率にするよう要望します。

② 新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)ならびに租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(法人税法第66条、法人税法施行令第5条第1項第29号ロ、負担軽減措置法第16条、措置法第67条の2、医療法第39条、第42条の2、医療法附則第8条、第10条)

(参 考) 法人税率

(区 分)	(現行税率)	(要望税率)
①普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	20%)
②社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)	30%	非課税
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	非課税)
特定医療法人	22%	非課税

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

3-4 特定・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)及び社会医療法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。

- ① 特定・特別医療法人及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。
- ② 個人が特別医療法人及び社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
- ③ 個人が特定・特別医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。
- ④ 特定・特別医療法人及び社会医療法人において、当該法人の寄付金収入について課税対象から除外すること。

－ 所得税・法人税・相続税 －

特定・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)及び社会医療法人のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定・特別医療法人及び社会医療法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定・特別医療法人及び社会医療法人を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が特別医療法人及び社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定・特別医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

また、寄付を受けた特定・特別医療法人及び社会医療法人において、当該寄付金収入について課税対象から除外するよう要望します。

(所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条、措置法第40条、第70条)

3-5 社会医療法人の発行する社会医療法人債の利息について所得税及び住民税について非課税とすること。

— 所得税・住民税 —

公益性が高く不採算事業を担う社会医療法人が発行する社会医療法人債は、高い利回りが見込めるとは限りません。そこで、一定の投資家利回りを確保し資金調達支援を通じて経営安定化を図るため、社会医療法人債の利息について所得税及び住民税について非課税とすることを要望します。

(医療法第 54 条の 2)

○ 事業税対策

4 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

— 事業税 —

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

5 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

— 事業税 —

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.6%	6.6%

○ 産科医療対策

6 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。

- ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
- ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
- ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

－ 事業税・法人税・所得税 －

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

7 産科医療における無過失補償制度（仮称）において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外すること。

－ 法人税・所得税・住民税 －

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つとなっています。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により傷害等が生じた患者を救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みとして、無過失補償制度（仮称）の創設に向けて準備が進められています。

つきましては、産科医療における無過失補償制度（仮称）の育成と円滑な運営のため、この制度において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外することを要望します。

○ 地域医療対策

- 8 看護師・准看護師・助産師(以下看護師等)の人材確保を支援するため、看護師等に対する給与所得控除の最低限度額の引き上げ並びに夜間勤務手当の課税の軽減措置を講ずること。

－ 所得税 －

我が国の医療は、医師のもとでの看護師等の献身的な努力によっても支えられていると言っても過言ではありませんが、一連の医療制度改革の中で、看護配置基準の改定等を受けて看護師等の不足・偏在も叫ばれるようになりました。地域によっては看護師等不足のために医療機関の存続を左右する事態も起きています。

我が国は他に類を見ない速度で少子高齢化社会を迎えようとしています。看護師等は、少子化対策として分娩や小児救急等の充実のためにも多くを期待されております。また、高齢化の進展においても、在宅医療や介護の充実のために看護師等は不可欠な存在です。

斯様に、看護師等の人材確保は急務となっておりますが、出産等によって休職し潜在している看護師等の職場復帰を促すための税制面での支援は欠かせません。

よって、潜在看護師等を含め、勤務時間に制約のある者の就労環境を醸成するため、給与所得控除の最低限度額(65 万円)を引き上げるとともに、看護師等心身等の負担が過重となる者の夜間勤務手当の課税の軽減措置を講ずるよう要望します。

(所得税法第9条、第28条)

- 9 地域医療の確保を図るため、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、在宅医療のいずれかを担う診療所で、地域医療の確保上重要な診療所については、法人税及び所得税の軽減措置を講ずること。

－ 法人税・所得税 －

診療所は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっており、我が国の医療提供体制の中で欠かせない資源といえますが、診療所の中でも、産科医療に加え、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、及び在宅医療を担う診療所は、地域医療確保のみならず、地域社会にとっても非常に重要な役割を果たしています。

そこで、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、及び在宅医療を担う診療所で、地域医療確保上、重要な診療所については、法人税及び所得税の軽減措置を講ずるよう要望します。

- 10 医師不足地域における診療所の事業承継を支援するため、診療所の土地建物を事業承継する医師等に譲渡する際の譲渡益について、軽減措置を講ずること。

－ 所得税・住民税・法人税 －

医師不足地域において、診療所が、医師の高齢化や後継者不在を理由に閉院する事例がありますが、特に地域医療上必要なものとして判断される診療所については、後継医師によって医業が承継されることが強く望まれます。

そこで、地域医療の確保上必要な診療所と判断される診療所については、医業の承継を条件に土地建物等が譲渡された場合に、特別控除と同様の軽減措置を講ずるよう要望します。

(措置法第 65 条の 2)

- 11 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。

- ① 寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。
- ② 個人が現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。
- ③ 個人が寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。

－ 所得税・法人税・相続税 －

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人(以下助成金交付事業を行う法人という)のために、個人等が寄付した場合には、救急医療の確保ために重要な役割を果たすことが期待される助成金交付事業を行う法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

助成金交付事業を行う法人を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が助成金交付事業を行う法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、課税対象から除外することを要望します。

また、個人が助成金交付事業を行う法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、課税対象から除外することを要望します。

(所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 40 条、第 70 条、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第 9 条)

○ 勤務医対策

12-1 病院に勤務する医師の支援として、小児科に勤務する医師並びに救急医療に携わる医師に対して所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

－ 所得税 －

勤務医不足は地域拠点病院で著しく、特に深刻なのが小児科医と救急医療に携わる医師です。

小児科勤務医に関しては、多くの地域の病院で小児科に欠員があり、事態は非常に深刻です。中でも小児救急については、全国で供給体制の動揺が叫ばれていますが、地域医療の拠点病院における小児科勤務医不足やそれによる小児救急の機能不全は、少子化にも影響を及ぼすことにもなり、最早一刻の猶予も許されない状況です。

また、病院の救急医療に関しては、地域医療を支える公共性の高い業務でありながら、これを担う医師個人の精神的・肉体的負荷の犠牲の上に成り立っているのが現状ですが、医師の努力に依存する救急医療体制は早晚限界に達するのは明らかであり、今まさに対策が求められています。

そこで、病院における勤務医不足、特に小児科および救急医療の現状に鑑み、病院小児科に勤務する医師並びに病院で救急医療に携わる医師の所得税の50%軽減措置を講ずるよう要望します。

12-2 病院に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

－ 所得税 －

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

(所得税法第9条、第28条)

○ 予防医療対策

13 特定保健指導の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

－ 所得税 －

生活習慣病の予防・健康増進対策として、特定健診・保健指導の受診率の向上が求められており、とりわけ特定保健指導の受診に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、特定保健指導の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条)

○ 事業承継対策

14 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等されました。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 相続時精算課税制度の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が設けられているが、医業を承継するため出資持分を生前贈与した場合についても、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が適用できるよう、議決権等についての適用要件を見直すこと。

② 特定事業用資産の課税価格の計算の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例が設けられているが、医業を承継するため相続贈与により取得した出資持分について、その相続税評価額の 8 割を控除するなどの措置を講ずること。

③ 出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率 0.7～0.5 を 0.5 に統一すること。

（相続税法第 3 条、第 12 条、第 21 条の 9、措置法第 69 条の 4、第 69 条の 5、第 70 条の 3 の 3、第 70 条の 3 の 4、財産評価基本通達 194-2）

(参 考) 医療法人の出資の評価 (平成 12 年度改正)

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

○ 設備投資対策

- 15 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げを強く要望します。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別控除制度）について、医療機器の内CT・MRI等の検査機器等を機械装置に該当するものとして、現在適用されている耐用年数のまま適用対象とするよう要望します。

（措置法第12条の2第1項、第45条の2第1項、第10条の3、第42条の6）

（参考）医療用機器の特別償却率（改正後 適用期限：平成21年3月31日）

	現行	要望
(1) 医療用機器の特別償却率		
① ②以外の医療用機器	14%	30%
② 医療の安全確保に資する医療用機器（注）	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

（注）

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台（低床タイプ）、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

16 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税 －

中小企業投資促進税制は、平成 18 年度改正で適用期限が平成 20 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するよう要望します。

(措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6)

(参考)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人及び組合。リースの場合はリース費用総額の 60%について 7%の税額控除のみ)
2. 対象設備
 - (1) 全ての機械・装置
 - (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
 - (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75%が対象)
3. 取得価額
 - (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上(リースは 210 万円以上)
 - (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上(リースは 160 万円以上)

17 情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税 －

レセプトのオンライン請求に対応するため、医療機関ではレセコンの電算処理対応のための機器及びソフトの追加費用、オンライン環境整備のための費用、また場合によってはレセコンの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトのオンライン請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、情報基盤強化税制の適用期限(平成20年3月31日)を延長することを要望します。

(措置法第10条の6、第42条の11、「オンライン請求」に関する平成18年厚生労働省令第111号)

(参考)

情報基盤強化税制の概要

1. 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却(50%)又は税額控除(10%)

2. 対象設備

- (1) サーバー用オペレーティングシステム※及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
- (2) データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーション
- (3) ファイアウォールソフトウェア※((1)又は(2)と同時に設置されるものに限る)

※ ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの

3. 取得価額

年間の対象設備の取得価額の合計額が1億円以上(資本金1億円以下の法人、個人等の場合は300万円以上。資本金1億円超10億円以下の法人の場合は3,000万円以上。)

なお、資本金1億円以下の法人、個人等については、リース投資も税額控除の対象となり、対象設備の対象期間内のリース費用の総額が420万円以上。

- 18 エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長すること。

— 所得税・法人税 —

京都議定書のCO₂排出削減目標達成が危ぶまれる中、医療機関として社会的責任を果たすため、CO₂削減に積極的に取り組んでいくことが望めます。

そこで、病院等のCO₂削減の取り組みを支援するため、エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限(平成20年3月31日)を延長することを要望します。

(措置法第10条の2、第42条の5)

(参考)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の概要

1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備(抜粋)
 - (1) エネルギー有効利用付加設備等：高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、高効率照明装置など
 - (2) 電気・ガス需要平準化設備：蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
 - (3) 新エネルギー利用設備等：太陽光発電設備など

19 病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。

— 所得税・法人税 —

病院・診療所の建物及び付属設備は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

また、医療機器についても、医学の進歩が著しいため経済的使用可能年数と法定耐用年数との乖離が著しくなっております。

このようなことから、これらの減価償却資産の耐用年数を短縮するよう要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物、医療機器の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋 コンクリート造のもの	39 年	31 年
○医療機器		
・ファイバースコープ	6 年	3 年
・人工腎臓透析装置	7 年	5 年
・金属製のその他のもの	10 年	8 年

20 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

— 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 —

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- （1）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- （2）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税及び不動産取得税の減免措置

21 医療施設近代化準備金制度を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

医療機関は、医療技術の高度化への対応、情報化への対応、安全対策の強化、療養環境の向上等常に施設・設備の近代化を進めることが求められています。

このためには、「医療施設近代化準備金」を設け、医業収入の一定割合（例えば 10%）に相当する額以下の金額を一定期間（例えば 5 年間）積み立てたときは、その積み立てた金額の損金算入を認め、これと共に、一定の近代化医療施設・設備等を取得した場合には、近代化医療施設等の特別償却額（例えば取得価額の 30%）の計上に応じて、準備金を取り崩して益金に算入する制度を創設するよう強く要望します。

○ その他

22 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

— 所得税・法人税 —

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

- 23 病院等が支出する医学・医術の研究等のための費用及び病院等が勤務する医師等の医学・医術の研究等のために助成した費用については、一般事業法人に認められている試験研究費に準ずるものとして、試験研究費の特別税額控除制度の適用を認めること。

－ 所得税・法人税 －

近年における目覚ましい医学・医術の進歩に対応して、医師をはじめ医療従事者は人の生命を預かる職責や使命に照らし、最善最良の医療を提供するための知識・技能の習得向上に努めることは不可欠であり、国民の要請も強いものとなっています。これに応えるため、病院・診療所では直接必要な研究等のための費用を増大させるとともに、勤務する医師等が必要とする研究等のための費用助成も行うよう努めています。

しかし、これらの支出は年々過重になって知識・技能の習得向上の隘路になっております。この隘路を解消し、研究等のできる環境醸成を図るには、税制面からの支援も望まれます。

したがって、次のような支援措置を講ずるよう要望します。

- (1) 病院・診療所が支出する医学・医術の研究等のための費用は、一般事業法人等に認められている試験研究費に準ずるものと認め、「一般事業法人等の試験研究費の特別税額控除制度」に準じて、所得税額又は法人税額の特別控除の適用を認めること。
- (2) 病院・診療所が勤務する医師等の医学・医術の研究等のための費用を助成した場合には、その助成のための支出は病院・診療所が支出する研究等のための費用として取扱い、上記(1)の特別控除の対象とすること。

(所得税法第37条、措置法第10条、第42条の4)

24 新たな公益法人制度において医師会等に対しては、寄付金課税、利子配当課税、収益事業課税等の特例措置を講ずること。

－ 法人税・所得税・相続税・登録免許税・不動産取得税・個人住民税・固定資産税 －

(1) 公益認定を受けた医師会等に対する税制上の措置

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の第 1 条において、「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要」という認識を踏まえて、同法の目的を民間の団体の「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」としています。

地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた日本医師会・都道府県医師会・地区医師会・日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会（以下医師会等という）は、まさに同法で規定する公益社団法人等に該当するものです。

そこで、新たな公益法人制度において公益認定を受けた医師会等に対しては、下記の課税上の特例措置を講ずることを要望するものです。

① 寄付金の損金算入・寄付金控除について

医師会等を法人税法第 37 条第 4 項及び所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含め、医師会等への寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

また、個人住民税についても、医師会等への寄付者に対する措置（寄付金控除）を講ずることを要望します。

（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、地方税法第 34 条第 1 項、第 314 条の 2 第 1 項）

② 資産寄付税制について

医師会等への寄付者に対するみなし譲渡所得課税の適用除外及び当該財産についての相続税の非課税措置を講ずることを要望します。

（措置法第 40 条、第 70 条）

③ 金融資産収益に対する課税について

医師会等の利子・配当収入等の金融資産収益については本来の公益活動を支える不可欠な財源として、源泉所得税の非課税及び法人税の非課税措置を存続することを要望します。

（所得税法第 11 条）

④法人税の課税対象となる事業の範囲等について

医師会等が行う公衆衛生活動、看護学校等の教育活動等は本来の公益活動に該当するものであり、従来と同様に法人税の課税対象から除外することを要望します。

また、医師会等が行う上記の活動に係る土地・建物についての登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について、減免措置を講ずることを要望します。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条)

⑤法人税の課税対象となる事業に係る軽減税率について

医師会等の収益事業は本来の公益活動を支えるものとして、軽減税率の存続を要望します。

(法人税法第66条)

⑥損益通算制度・みなし寄付金制度について

医師会等の本来の公益活動を支えるため、非収益事業と収益事業との損益通算制度の創設ないしみなし寄付金制度の存続を要望します。

(法人税法第37条第5項)

(2) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例

法人税法上の収益事業とされていない、日本医師会・都道府県医師会・地区医師会(以下医師会という)が開放型病院・診療所・臨床検査所を経営して行う医療保健業及び医師会が行う看護学校等については、従来と同様に法人税の課税対象から除外することを要望します。

また、医師会の行う訪問看護ステーション事業・健診センター事業等について、法人税の課税対象から除外することを要望します。

次に、医師会が行う上記の事業に係る土地・建物についての登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について、減免措置を講ずることを要望します。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ヲ、法人税法施行規則第5条)

25 企業年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

— 法人税 —

少子・高齢化社会が進展する中で、企業年金の積立金に係る特別法人税は、老後の生活の充実と安定に向けた事業主と個人の自助努力を阻害するものです。

とりわけ、医療機関の多数がその範疇に入る中小企業は、大多数の雇用を実現しており、これらの中小企業の福利厚生を充実させることは、国民経済的にみても極めて重要です。

医療機関をはじめとする中小企業の福利厚生の充実のため、ひいては企業年金の発展と国民の老後資金の安定確保のため、企業年金の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。

(法人税法第 83 条、第 87 条、措置法第 68 条の 4)

(参考)

特別法人税の概要

企業年金（適格退職年金、確定拠出年金等）の積立金（年金資産）に対して課税され、税率は一定の積立金残高に対して、1.173%（法人税 1%、法人住民税 0.173%）。

平成 20 年 3 月 30 日まで停止措置がとられている。

平成20年度
医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成19年7月

【 目 次 】

序文	・ ・ ・ ・ ・ 1
消費税対策	・ ・ ・ ・ ・ 2
新医療法人対策	・ ・ ・ ・ ・ 3
事業税対策	・ ・ ・ ・ ・ 6
産科医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 7
地域医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 9
勤務医対策	・ ・ ・ ・ ・ 11
予防医療対策	・ ・ ・ ・ ・ 13
事業承継対策	・ ・ ・ ・ ・ 14
その他	・ ・ ・ ・ ・ 16

少子・高齢化の進展に伴い、国民福祉の充実、特に医療・介護の充実は、国民の要望であり、その要望も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、長期にわたる医療費の抑制策など医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力を重ねていますが、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民の文化的で健康な生活を維持するために、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、確固とした基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の隘路を除去し、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、税制面において次のような思い切った改革が平成20年度に行われるよう強く要望します。

○ 消費税対策

1 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。 (消費税)－制度の創設－

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

○ 新医療法人対策

2-1 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

(相続税・贈与税・所得税・法人税)一制度の創設等一

(説明)

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずることを要望します。

なお、経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行する場合、課税される可能性が懸念されるため、以下の項目について早急に解釈を明確にして示すことを求めます。

- ① 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、解散・設立があったとして課税しないこと。
- ② 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、医療法人に受贈益課税を課さないこと。
- ③ 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。
- ④ 経過措置型医療法人が、出資金額を拠出額として基金拠出型医療法人へ移行する場合及び基金を設けない医療法人に移行する場合、個人出資者に対して、所得税法第59条のみなし譲渡課税を課さないこと。
- ⑤ 経過措置型医療法人が、出資金額を拠出額として基金拠出型医療法人へ移行する場合及び基金を設けない医療法人に移行する場合、法人出資者に対して無償譲渡或いは低額譲渡による譲渡益・寄付金課税を課さないこと。
- ⑥ 経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、基準期間がなく、かつ、出資もなくなることから、2年間消費税が免除されるということも考えられるが、然るべき措置を講ずること。

2-2 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。

(法人税)－制度の改善－

(説明)

- ① 医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、公益法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、公益法人の法人税率と同率にするよう要望します。
- ② 新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)ならびに租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(参 考) 法人税率

(区 分)	(現行税率)	(要望税率)
①普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	20%
②社会医療法人・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)	30%	非課税
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	非課税)
特定医療法人	22%	非課税

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

2-3 特定・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)及び社会医療法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。

- ① 特定・特別医療法人及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずること。
- ② 個人が特別医療法人及び社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
- ③ 個人が特定・特別医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。
- ④ 特定・特別医療法人及び社会医療法人において、当該法人の寄付金収入について課税対象から除外すること。

(所得税・法人税・相続税) 一制度の創設一

(説明)

特定・特別医療法人(平成24年3月までの経過措置)及び社会医療法人のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定・特別医療法人及び社会医療法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定・特別医療法人及び社会医療法人を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置(損金算入・寄付金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が特別医療法人及び社会医療法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定・特別医療法人及び社会医療法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

また、寄付を受けた特定・特別医療法人及び社会医療法人において、当該寄付金収入について課税対象から除外するよう要望します。

○ 事業税対策

3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

4 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.6%	6.6%

○ 産科医療対策

5 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。

- ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
- ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
- ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

（事業税・法人税・所得税） —制度の創設—

（説明）

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成19年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の50%減税措置を講ずるよう要望します。

6 産科医療における無過失補償制度(仮称)において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外すること。

(法人税・所得税・住民税) ー制度の創設ー

(説明)

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つとなっています。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により傷害等が生じた患者を救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みとして、無過失補償制度(仮称)の創設に向けて準備が進められています。

つきましては、産科医療における無過失補償制度(仮称)の育成と円滑な運営のため、この制度において、医療機関が支払う保険料については全額必要経費または損金とすることとし、補償の対象者については受け取った補償額を所得税の課税対象から除外することを要望します。

○ 地域医療対策

7 地域医療の確保を図るため、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、在宅医療のいずれかを担う診療所で、地域医療の確保上重要な診療所については、法人税及び所得税の軽減措置を講ずること。

(法人税・所得税) —制度の創設—

(説明)

診療所は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっており、我が国の医療提供体制の中で欠かせない資源といえますが、診療所の中でも、産科医療に加え、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、及び在宅医療を担う診療所は、地域医療確保のみならず、地域社会にとっても非常に重要な役割を果たしています。

そこで、小児科医療、医師不足地域医療、救急医療、及び在宅医療を担う診療所で、地域医療確保上、重要な診療所については、法人税・所得税の軽減措置を講ずるよう要望します。

8 医師不足地域における診療所の事業承継を支援するため、診療所の土地建物を事業承継する医師等に譲渡する際の譲渡益について、軽減措置を講ずること。

(所得税・住民税・法人税) —制度の創設—

(説明)

医師不足地域において、診療所が、医師の高齢化や後継者不在を理由に閉院する事例がありますが、特に地域医療上必要なものとして判断される診療所については、後継医師によって医業が承継されることが強く望まれます。

そこで、地域医療の確保上必要な診療所と判断される診療所については、医業の承継を条件に土地建物等が譲渡された場合に、特別控除と同様の軽減措置を講ずるよう要望します。

9 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。

- ① 寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。
- ② 個人が現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。
- ③ 個人が寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税）－制度の創設－

（説明）

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づく助成金交付事業を行う法人（以下助成金交付事業を行う法人という）のために、個人等が寄付した場合には、救急医療の確保ために重要な役割を果たすことが期待される助成金交付事業を行う法人を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

助成金交付事業を行う法人を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることにより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が助成金交付事業を行う法人のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、課税対象から除外することを要望します。

また、個人が助成金交付事業を行う法人のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、課税対象から除外することを要望します。

○ 勤務医対策

10-1 病院に勤務する医師の支援として、小児科に勤務する医師並びに救急医療に携わる医師に対して所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
(所得税)－制度の創設－

(説明)

勤務医不足は地域拠点病院で著しく、特に深刻なのが小児科医と救急医療に携わる医師です。

小児科勤務医に関しては、多くの地域の病院で小児科に欠員があり、事態は非常に深刻です。中でも小児救急については、全国で供給体制の動揺が叫ばれていますが、地域医療の拠点病院における小児科勤務医不足やそれによる小児救急の機能不全は、少子化にも影響を及ぼすことにもなり、最早一刻の猶予も許されない状況です。

また、病院の救急医療に関しては、地域医療を支える公共性の高い業務でありながら、これを担う医師個人の精神的・肉体的負荷の犠牲の上に成り立っているのが現状であり、医師の努力に依存する救急医療体制は早晚限界に達するのは明らかであり、今まさに対策が求められています。

そこで、病院における勤務医不足、特に小児科および救急医療の現状に鑑み、病院小児科に勤務する医師並びに病院で救急医療に携わる医師の所得税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

10-2 病院に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

(所得税)－制度の創設－

(説明)

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

○ 予防医療対策

11 特定保健指導の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

(所得税) ー制度の改善ー

(説明)

生活習慣病の予防・健康増進対策として、特定健診・保健指導の受診率の向上が求められており、とりわけ特定保健指導の受診に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、特定保健指導の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

○ 事業承継対策

12 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税)－制度の改善－

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等されました。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 相続時精算課税制度の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が設けられているが、医業を承継するため出資持分を生前贈与した場合についても、取引相場のない株式等についての相続時精算課税制度の特例が適用できるよう、議決権等についての適用要件を見直すこと。

② 特定事業用資産の課税価格の計算の特例の拡充

中小企業に対しては、取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例が設けられているが、医業を承継するため相続贈与により取得した出資持分について、その相続税評価額の 8 割を控除するなどの措置を講ずること。

③ 出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比准方式の斟酌率0.7～0.5を0.5に統一すること。

（参 考） 医療法人の出資の評価（平成12年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

○ その他

13 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続 すること。(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)

(概算経費率)

2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

14 新たな公益法人制度において医師会等に対しては、寄付金課税、利子配当課税、収益事業課税等の特例措置を講ずること。

(法人税・所得税・相続税・登録免許税・不動産取得税・個人住民税・固定資産税)
—制度の存続等—

(説明)

(1) 公益認定を受けた医師会等に対する税制上の措置

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の第1条において、「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要」という認識を踏まえて、同法の目的を民間の団体の「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」としています。

地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた日本医師会・都道府県医師会・地区医師会・日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会（以下医師会等という）は、まさに同法で規定する公益社団法人等に該当するものです。

そこで、新たな公益法人制度において公益認定を受けた医師会等に対しては、下記の課税上の特例措置を講ずることを要望するものです。

①寄付金の損金算入・寄付金控除について

医師会等を法人税法第37条第4項及び所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含め、医師会等への寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

また、個人住民税についても、医師会等への寄付者に対する措置（寄付金控除）を講ずることを要望します。

②資産寄付税制について

医師会等への寄付者に対するみなし譲渡所得課税の適用除外及び当該財産についての相続税の非課税措置を講ずることを要望します。

③金融資産収益に対する課税について

医師会等の利子・配当収入等の金融資産収益については本来の公益活動を支える不可欠な財源として、源泉所得税の非課税及び法人税の非課税措置を存続することを要望します。

④法人税の課税対象となる事業の範囲等について

医師会等が行う公衆衛生活動、看護学校等の教育活動等は本来の公益活動に該当するものであり、従来と同様に法人税の課税対象から除外することを要望します。

また、医師会等が行う上記の活動に係る土地・建物についての登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について、減免措置を講ずることを要望します。

⑤法人税の課税対象となる事業に係る軽減税率について

医師会等の本来の公益活動を支える収益事業について、軽減税率の存続を要望します。

⑥損益通算制度・みなし寄付金制度について

医師会等の本来の公益活動を支えるため、非収益事業と収益事業との損益通算制度の創設ないしみなし寄付金制度の存続を要望します。

(2) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例

法人税法上の収益事業とされていない、日本医師会・都道府県医師会・地区医師会(以下医師会という)が開放型病院・開放型診療所・臨床検査所を経営して行う医療保健業及び医師会が行う看護学校等については、従来と同様に法人税の課税対象から除外することを要望します。

また、医師会の行う訪問看護ステーション事業・健診センター事業等について、法人税の課税対象から除外することを要望します。

次に、医師会が行う上記の事業に係る土地・建物についての登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について、減免措置を講ずることを要望します。